

# 所得税 住民税

確定申告はお早めに！

# 相談会場で、 2月16日開始

譲渡所得のあるかた

契約書、必要経費の領収書等

## サラリーマンの確定申告

大部分のサラリーマンは、年末調整で所得税の納税を完了しますが、次のような場合は、確定申告をしなければなりません。

## 所 得 稅

平成16年分（平成16年1月1日～12月31日）の所得税の確定申告と住民税（町・県民税）申告受付が始まります。期間は2月16日(水)から3月15日(火)まで（土・日曜日は除く）です。期間中は、館林税務署および町の相談会場（ふるさと産業文化館）で皆さんからの申告・納税相談をお受けします。所得税は、この申告により税額が確定し、納税（還付）によって完了しますが、住民税（町・県民税）は、確定した税額を平成17年度に納税していただることになります。

申告期限間近になると、大変混雑しますので、できるだけ早めに申告しましょう。

確定申告は、町の相談会場でもお受けしますが、次に該当するかたは税務署で申告してください。

青色申告のかた

確定申告書が送られたかたで收支内訳書の同封されているかた  
譲渡所得のあつたかた（土地や建物を売ったかた）

## 確定申告に必要なもの

申告には、年間の収入金額がわかる書類、認印、所得控除に必要な書類（生命保険料等の領収証や払込証明書等）が必要になります。所得の内容によって次のようになります。

### 事業所得や不動産所得のあるかた

收支内訳書、事業に要した必要経費の領収書等

決算書等

## 確定申告で税が戻ります

確定申告をする義務のないかたでも次のような場合は、確定申告で所得税が戻ることがあります。（所得税を納めてある場合）マイホームをローン等で取得した場合（住宅借入金等特別控除）多額の医療費を支払った場合（医療費控除）

災害や盗難に遭った場合  
年の途中で退職し、再就職していない場合